



2024年度

介護保険改定【全体像】

～改定案について(居宅バージョン)～

南大阪介護事業所連盟 井上 裕雄

介護報酬改定について

■ 改定率 **+1.59%**

・ 介護職員の処遇改善 +0.98% (令和6年6月から)

・ その他の改定率 +0.61%

(賃上げ税制を活用しつつ介護職員以外の処遇改善を実現できる水準)

■ その他の効果

・ 処遇改善の1本化 水光熱費基準費用額の増額 +0.45%

合計 **2.04% 相当の改定**



改定の基本的な視点

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 自立支援と重度化防止
- 3 介護サービスの良質かつ効率的な提供のための
働きやすい職場づくり
- 4 制度の安定性と持続可能性の確保



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 医療と介護の連携の推進
- ② 質の高い公正中立なケアマネジメント
- ③ 感染症や災害への対応力向上
- ④ 看取りへの対応強化



① 医療と介護の連携の推進

・ 在宅における医療ニーズへの対応強化

○ 入院時情報連携加算の見直し（居宅）

入院**当日中**又は入院後**3日以内**に情報提供した場合に評価するよう見直し

○ 通院時情報連携加算の見直し（居宅）

医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、**歯科医師の診察**を

受ける際に介護支援専門員が同席した場合を対象とする。

・ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化 など



① 医療と介護の連携の推進

- **高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化**

認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し

配置医師緊急時対応加算の見直し など

- **高齢者施設等と医療機関の連携強化**

協力医療機関との連携体制の構築 及び 定期的な会議の実施

入院時等の医療機関への情報提供

介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の定期的な見直し など



② 質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・ 居宅介護支援における**特定事業所加算**の見直し
 - 「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とする（**追加要件**）
 - 運営基準減算に係る**要件を削除**
 - ⇒ 削除される算定要件： 運営基準減算の特定事業所集中減算が適用されていないこと。
 - **介護予防支援**の提供や地域包括支援センターの委託を受けて**総合相談支援事業**を行う場合は、これらの事業との**兼務が可能**



② 質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・ 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（令和6年4月～）
 - 市町村長に対し、介護予防サービス計画の**実施状況等**に関して情報提供することを**運営基準上義務づける**。この手間やコストについて**評価する区分**を設ける。
 - 居宅介護支援事業者が指定を受ける場合（そのままの体制で**可能**）
介護支援専門員のみの配置で事業を実施することが可能



② 質の高い公正中立なケアマネジメント

- 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（令和6年4月～）
- 管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合には**兼務が可能**



② 質の高い公正中立なケアマネジメント

- ・ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

- テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能

要件 1 : **利用者同意**

要件 2 : サービス担当者会議等で主治医、担当者その他の**関係者の合意**

要件 3 : 少なくとも **2月に1回**（介護予防支援の場合は **6月に1回**）は**居宅訪問**



③ 感染症や災害への対応力向上

- 高齢者施設等における感染症対応力の向上
- 施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携



③ 感染症や災害への対応力向上

- 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

- 全サービス（居宅療養管理指導★を除く）

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合

基本報酬を減算する。

令和8年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための**指針の整備**

及び非常災害に関する**具体的計画の策定**を行っている場合には、**減算を適用しない**



③ 感染症や災害への対応力向上

- 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- 訪問系サービス、居宅介護支援について
令和8年3月31日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、
減算を適用しない



④ 看取りへの対応強化

- 訪問介護における特定事業所加算の見直し
 - 重度者対応要件として、「看取り期にある者」に関する要件を新たに追加
 - 重度要介護者等への対応 一部の現行区分について見直し等を行う。



④ 看取りへの対応強化

- ・ 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価
- ・ 訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ・ 短期入所生活介護における看取り対応体制の強化
- ・ 介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し
- ・ 介護医療院における看取りへの対応の充実 など



④ 看取りへの対応強化

・ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

- 要件 : 人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握する
- 加算の対象 : 末期の悪性腫瘍に**限定しない**
医師が回復の見込みがないと診断した者(追加)
- 特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数
要件についても**見直し**



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ⑤ 認知症の対応力向上
- ⑥ 高齢者虐待防止、安全性の確保等の取組の推進
- ⑦ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- ⑧ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し



⑤ 認知症の対応力向上

- ・ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- 利用者の受入れに関する要件を見直す
- ・ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- 従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的に開催することを求める
- 利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和



⑤ 認知症の対応力向上

- ・ 訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの
推進
- ・ 認知症対応型共同生活介護、施設系サービスにおける平時からの
認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進



⑥ 高齢者虐待防止、安全性の確保等の取組の推進

・ 高齢者虐待防止の推進

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に
基本報酬を**減算**する。
- 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の事業所については
3年間の経過措置期間を設ける。



⑥ 高齢者虐待防止、安全性の確保等の取組の推進

・ 身体的拘束等の適正化の推進

- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、
居宅介護支援について

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

身体的拘束等を行う場合 その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由を記録することを**義務**づける。



⑦ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

- 訪問看護と他の介護保険サービス等との連携強化
- 通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス
基準該当サービスの提供の拡充
- 総合マネジメント体制強化加算の見直し



⑧ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- ・ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の**選択制**の導入
 - 一部の福祉用具に ついて貸与と販売の選択制を導入
対象： 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）
及び多点杖（貸与13品目中の**3品目**・4種類）
 - 選択制の**対象**福祉用具の提供について
福祉用具専門相談員又は**介護支援専門員**が選択に当たって必要な情報を提供すること
及び**医師や専門職の意見**、利用者の身体状況等を踏まえ、**提案**を行う。



⑧ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- ・ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

- **貸与**で選択制の対象福祉用具の提供した場合

福祉用具専門相談員が、利用開始後 **6月以内に少なくとも1回モニタリング**を行い、

貸与継続の必要性について検討を行う。



⑧ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

- **販売**で選択制の対象福祉用具の提供した場合

福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認する。

また、利用者等からの要請等に応じ、

販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努める。必要な場合は、使用方法の指導、

修理等（メンテナンス）を行うよう**努める**。



⑧ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- ・ モニタリング実施時期の明確化
- 福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を**追加**する。
- ・ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付
- 福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを**義務**づける。



⑧ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

- ・ 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応
 - 福祉用具に係る**事故情報**のインターネット**公表**
 - 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの**見直し**
 - 介護保険における福祉用具の選定の判断基準の**見直し**
 - 自治体向けの点検マニュアルの作成等 対応を行う。



2 自立支援と重度化防止

- ⑨ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組
- ⑩ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- ⑪ LIFEを活用した質の高い介護



⑨ リハビリテーション・機能訓練 口腔、栄養 の一体的取組

・ リハ・口腔・栄養の一体的取組

訪問リハ・通所リハにおけるリハ、口腔、栄養の一体的取組の推進

介護保険施設におけるリハ・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

○ リハ・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る **一体的計画書の見直し**

【通所介護、通所リハ、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護】



⑨ リハビリテーション・機能訓練 口腔、栄養 の一体的取組

・ リハビリテーション

医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化

退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進

訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し

要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化



⑨ リハビリテーション・機能訓練

口腔、栄養 の一体的取組

・ リハビリテーション

介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価

通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し など

○ ケアプラン作成に係る「**主治の医師等**」の明確化

介護支援専門員が居宅サービス計画書に通所リハ・訪問リハを位置づける際に

意見を求めることとされている「主治の医師等」に、**入院中の医療機関の医師を**

含むことを明確化



⑨ リハビリテーション・機能訓練

口腔、栄養 の一体的取組

- ・ 口腔

- 訪問サービス系及び短期入所系サービスにおける **口腔管理に係る連携**の強化（訪問介護）

事業所と歯科専門職が連携し、介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価

利用者の同意のもと、歯科医療機関及び **介護支援専門員への情報提供** を評価する

新たな加算 を設ける。



⑨ リハビリテーション・機能訓練

口腔、栄養 の一体的取組

- ・ 口腔

居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者

に対する介入の充実

施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化 など



⑨ リハビリテーション・機能訓練 口腔、栄養 の一体的取組

- 栄養

退所者の栄養管理に関する情報連携の促進

再入所時栄養連携加算の対象の見直し など



⑩ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- 通所介護等における入浴介助加算の見直し
- 入浴介助加算（Ⅰ）の算定要件
 - 入浴介助に関わる職員が、入浴介助に関する研修等を**受講**することを
 - 新たな要件**として設ける。



⑩ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- ・ 通所介護等における入浴介助加算の見直し
- 入浴介助加算（Ⅱ）の算定要件
 - 「医師等による、利用者宅浴室の環境 評価・助言」について
 - 介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT 機器を活用して状況把握を行い、
 - 医師等が評価・助言する場合も算定することが可能
 - 現行のQ&Aや留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確にする。



⑩ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進

- 通所リハビリテーションの入浴介助加算（Ⅱ）の見直し
- ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進
- かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し



⑪ LIFEを活用した質の高い介護

- ・ 科学的介護推進体制加算の見直し
 - 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している**項目の見直し**等
 - LIFE へのデータ提出頻度について
 - 少なくとも「6月に1回」から「**3月に1回**」に**見直す**。
 - 初回のデータ提出時期について
 - 他の LIFE 関連加算と**揃えること**を可能とする。



⑪ LIFEを活用した質の高い介護

- 自立支援促進加算の見直し
- アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ADL維持等加算（Ⅱ）における ADL 利得の要件について
 - 「二以上」を「**三以上**」に**見直す**。ADL利得の**計算方法の簡素化**を行う。
 - アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の**見直し**
 - アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算の**見直し**



3 介護サービスの良質かつ効率的な 提供のための働きやすい職場づくり

- ⑫ 介護職員の処遇改善
- ⑬ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ⑭ 効率的なサービス提供の推進



⑫ 介護職員の処遇改善

- ・ 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算

- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

- 4段階の「介護職員等処遇改善加算」に**一本化** 令和6年度末までの**経過措置期間**を設ける
- 職種間の賃金配分について
職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で**柔軟な配分**を認める。



⑫ 介護職員の処遇改善

・ 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

○ 新加算の配分方法について

いずれの区分も **取得している事業所**

⇒ 一番下の区分の加算額の $1/2$ 以上を月額賃金の改善に充てる。

ベースアップ等支援加算を **取得していない事業所**

⇒ 新たなベースアップ等支援加算相当分の加算額の $2/3$ 以上を月額賃金の改善に充てる。



⑫ 介護職員の処遇改善

- ・ 介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化

- **職場環境等要件**について

生産性向上及び経営の協働化に係る項目を中心に、人材確保に向け、より効果的な

要件とする観点で**見直し**を行う。



⑬ 生産性の向上等を通じた働きやすい 職場環境づくり

・ テレワークの取扱い

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して
個人情報を**適切に管理**していること
利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提
取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに**具体的な考え方**を示す。



⑬ 生産性の向上等を通じた働きやすい 職場環境づくり

- ・ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ・ 介護ロボット・ICT等のテクノロジーの活用促進
- ・ 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化



⑬ 生産性の向上等を通じた働きやすい 職場環境づくり

- ・ 人員配置基準における両立支援への配慮

- 「常勤」の計算

育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合

「**治療と仕事の両立ガイドライン**」に沿って短時間勤務制度等を利用する場合

週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。常勤換算での**計算上も**

1（常勤）と扱うことを認める。



⑬ 生産性の向上等を通じた働きやすい 職場環境づくり

- ・ 介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の
夜間における人員配置基準の緩和
- ・ 認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し



⑬ 生産性の向上等を通じた働きやすい 職場環境づくり

- ・ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
 - 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とする
 - 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など組織的に安全対策を実施する
体制を整備



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等
- **管理者の責務**について
サービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を**明確化**
- 管理者が**兼務**できる事業所の**範囲**について
同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を**明確化**



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ いわゆるローカルルールについて
- 都道府県及び市町村に対して
 - 人員配置基準について厚生労働省令に従う範囲内で**地域の実情に応じた内容**とする
 - 必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの**必要性を説明できる**ようにすること等を求める。



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の

人員配置要件の緩和 及び 評価の見直し

- 個別機能訓練加算（Ⅰ）口について

機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置の要件を緩和

及び 評価の見直しを行う。



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ・ 訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保
- ・ 退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し
- ・ ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ・ 随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 公正中立性の確保のための取組の見直し（居宅支援）
- 利用者に説明し、理解を得ることを**努力義務に変更**
 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。
 - 各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合。



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）
 - 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱件数を「45 未満」に改める。（**現40未満**）
 - 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）の取扱件数を「45 以上 60 未満」に改める。（**現40以上**）



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）
- 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件をケアプランデータ連携システム（追加）を活用、かつ事務職員を配置している場合に改める。
- 居宅介護支援費（Ⅱ）（i）の取扱件数を「50未満」に改める。（現45未満）
- 居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）の取扱件数を「50以上60未満」に改める。（現45以上）



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

- 居宅介護支援費の算定の取扱件数の算出について

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に **3分の1** を乗じて件数に加える。

今まで 要支援の利用者 **2名で1件** の計算

変更⇒ 要支援の利用者 **3名で1件** の計算



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）
- 居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の常勤ケアマネが必要となる **人員基準**について
原則、要介護者の数に要支援者の数に $1/3$ を乗じた数を加えた数が44 又は その端数を増すごとに 1 とする。



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- ・ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）
- 居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の常勤ケアマネが必要となる**人員基準**について
指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、
居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための**公益社団法人国民健康保険
中央会のシステムを活用**し、かつ、事務職員を配置している場合
要介護者の数に要支援者の数に $1 / 3$ を乗じた数を加えた数が49 又は その端数を
増すごとに 1 とする。



⑭ 効率的なサービス提供の推進

- 看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- 小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し



4 制度の安定性と持続可能性の確保

- ⑮ 評価の適正化・重点化
- ⑯ 報酬の整理・簡素化



⑮ 評価の適正化・重点化

- ・ 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬減算の見直し
- 事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。



⑮ 評価の適正化・重点化

- ・ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- 居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に
入居している場合

複数の利用者が同一の建物に入居している場合

介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。



⑮ 評価の適正化・重点化

- 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し
- 短期入所生活介護における長期利用の適正化
- 多床室の室料負担



⑩ 報酬の整理・簡素化

- 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- 経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し
- 認知症情報提供加算の廃止
- 地域連携診療計画情報提供加算の廃止
- 長期療養生活移行加算の廃止



その他

- ・ 「書面掲示」規制の見直し
- 「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等 又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。
- ※ 事業所の運営規程の概要等の重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な食事の提供に係る情報（内容及び料金等）、移動用リフト使用時の留意事項等



その他

- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。



その他

- 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置 及び
業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長



その他

- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分
- 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

ご清聴ありがとうございました